

ムダにムダを重ねる徳山ダム「導水路」はいらない！

導水路はいらない！愛知の会

2012年09月20日
〒467-0853
名古屋市瑞穂区内浜町1-15
加藤伸久方
TEL/FAX 052-811-8069
URL: <http://www.dousuiro-aichi.org/>

会報16号-2

—「導水路」建設ノーが県民の総意、県知事らは“導水路は必要ない”と表明を！— 7/7(土)「住民訴訟」提訴3周年・総会などを開催

ムダにムダを重ねる徳山ダム「導水路」事業の中止を求めて運動を取組む「愛知の会」は7月7日、名古屋市中区の桜華会館で提訴3周年・総会&記念講演会を開きました。

総会では冒頭、小林共同代表が“知事は代われど、変わらぬ者は県当局”と厳しく指摘。裁判の現況について“原告・被告双方の主張はほぼ出尽くし、次回からいよいよ証人尋問をどうするか段階に突入”と報告しました。

また、今年4月に交代の福井章代裁判長(関連記事は裏面参照)のもと6月に開催の第1回「進行協議」にふれ、“法廷でのたたかい”とともに大村県知事と河村市長が共同公約どおり“導水路は必要ない”と表明させる運動を強めよう！と力強く挨拶しました。



△

△

△

次いで、原告代表の宮崎氏が連帯挨拶。「方針」(案)は、近藤ゆり子運営委員の提起“道険しくとも粘り強く！「導水路」中止をめざす私たちの闘い”(① 昨年初めの県知事選・市長選の共同公約に「導水路」事業の見直しがマニフェストに入ったのは県民運動の成果 ② 川辺川ダム中止に見られるとおり、流域の地道な運動こそが決め手 などです。



一人でも多く傍聴に足をはこんでもらい、「導水路はムダ！」世論を根付かせていこうと呼びかけ、参加者全員の拍手で確認しました。

武藤「市民学習会」事務局長・在間「導水路」弁護団長らが熱弁



◆演題 「導水路」、河口堰問題と根はひとつ

(ピンク色表紙の冊子) …… 武藤 仁 事務局長 (長良川市民学習会)

- ◇大要 ① ムダな「事業」は新たなムダな事業を作り出し、必要な事業を食いつぶす。
② 「導水路」、河口堰と根はひとつ。“なぜ、長良川にながすのか”



◆演題 愛知県需給想定調査の検証・やはり要らない！徳山ダム「導水路」

(オレンジ色表紙の冊子) …… 在間 正史 弁護士 (弁護団長)

- ◇大要 ① 愛知用水地域の2015需要想定を実績に基づいて修正すると供給不足はない。
② 愛知用水地域の水源を<河口堰→岩屋ダム>に戻しても供給不足はない。

P1~2 総会&記念講演会 全体プログラム、「導水路」中止裁判 これまでのおもな経過
P3~4 “道険しくとも粘り強く！「導水路」中止をめざす私たちの闘い”・・運営委員 近藤ゆり子氏
P5~8 「導水路」住民訴訟 第1~10回口頭弁論の足取り(提出書面と書面相互の対応関係)
P9~10 「導水路はいらない！愛知の会」活動日誌<2011/7/23~2012/7/7>
P11 ‘11年度会計報告(2011/3/1~翌2/28),’12年度会計予算(2012/3/1~翌2/28)

名古屋地裁・福井章代裁判長の異動履歴について

(出典：新日本法規出版株式会社 e-hok <http://www.e-hoki.com/judge/2417.html?hb=1>)

所 属：	名古屋地方裁判所部総括判事、	名古屋簡易裁判所判事
異動略歴：	H. 24. 4. 1 ~	名古屋地裁部総括判事、名古屋簡裁判事
	H. 19. 4. 1 ~	H. 24. 3. 31 東京地裁判事、東京簡裁判事
	H. 16. 4. 1 ~	H. 19. 3. 31 大阪高裁判事
	H. 11. 4. 1 ~	H. 16. 3. 31 最高裁裁判所調査官
	H. 7. 4. 1 ~	H. 11. 3. 31 大阪地裁判事補
	H. 5. 7. 1 ~	H. 7. 3. 31 最高裁行政局付
	H. 2. 4. 10 ~	H. 5. 6. 30 東京地裁判事補

直近の福井章代裁判長「判決」(新聞報道を転載)

開発取り消し請求棄却

名地裁「平針の里山」住民敗訴

名古屋市天白区の「平針の里山」開発をめぐり、市が業者に出した開発許可の取り消しを求めた住民訴訟の判決が二十日、名古屋地裁であった。福井章代裁判長は、原告の請求を棄却した。

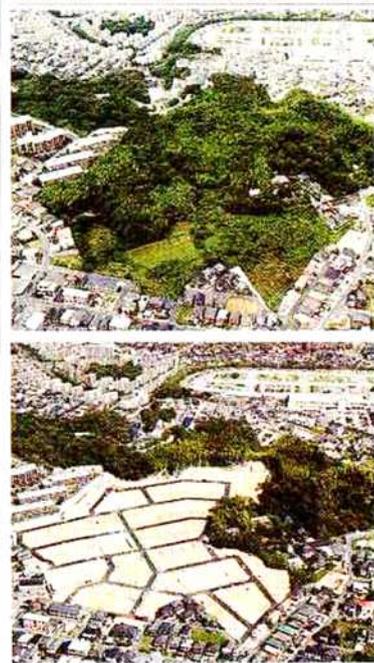
原告は、里山周辺の住民ら二十七人。貴重な都市部の緑地を破壊するのは「自然の持つ高い公共性を考えれば違法な行為」と訴えた。

判決は、二十七人のうち近所に住む十一人は「開発によって災害

名古屋市天白区の「平針の里山」開発をめぐり、市が業者に出した開発許可の取り消しを求めた住民訴訟の判決が二十日、名古屋地裁であった。福井章代裁判長は、原告の請求を棄却した。

原告は、里山周辺の住民ら二十七人。貴重な都市部の緑地を破壊するのは「自然の持つ高い公共性を考えれば違法な行為」と訴えた。

判決は、二十七人のうち近所に住む十一人は「開発によって災害



開発前の2009年当時の平針の里山＝名古屋市中天白区で、本社へ「わかづる」から。開発が行われた現在の里山＝本社へ「おおづる」から

されたとされる棚田があった約五分。河村たかし市長は「里山とし、都会の中の自然を保全したい」として、業者側の開発許可を保留し、買い取る意向を地代だっと思つた。残念

原告代表の宗宮弘明は「平針の里山は、自然の宝庫。開発は、自然の破壊を招き、住民の生活に悪影響を及ぼす」と訴えてきた。判決は、原告の請求を棄却した。河村市長は「主張が認められ、妥当な判決」とコメントを出した。

9/20・中日新聞・夕刊

全盲女性に点字で判決文

全盲のあんま鍼灸師梅尾朱美さん(62)が自ら点字で訴状を作り、障害程度の認定をめぐる名古屋を訴えていた裁判で、名古屋地裁は7日、請求を棄却する判決を言い渡した。福井章代裁判長は判決要旨を読み上げ、点字訳したものを梅尾さんに渡した。判決文を点字訳するケースは異例で、全盲者が相手と対等に争えるようにした地裁の対応が注目される。

名古屋地裁 障害認定訴訟

だ対応をしてくれたと評価。一方で判決の内容については「障害者の日々の困難や悲しみや苦しさを、取るに足りないものだと切り捨てた」と憤った。

裁判で梅尾さんは、障害者自立支援法に基づく障害の程度を示す「区分」について、2006年に重度の「4」としたのに09年に軽度の「1」に変更した市側の認定を取り消すよう求めた。その間に左耳が聞こえなくなり、生活は不便になった」と主張した。

福井裁判長は「市は障害認定の基準に沿った調査をしており、認定内容にも基準にそぐわない不合理なところはない」と述べた。地裁は後日、判決全文の点字訳も梅尾さんに渡しという。

9/8・朝日新聞・朝刊